

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年月9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第41号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項に規定するもののほか、保健医療課の次の表の左欄に掲げる職員（第6条保健医療課の項第14号に掲げる事務のうち、予防接種に係る負担区分の決定及びその証明書の交付に関する事務を担当する職員に限る。）は、同表の右欄に掲げる職員をもって充てる。

担 当 課 長	健康づくり推進課長、第7条第3項に規定する支所長及び京北出張所次長
担 当 課 長 補 佐	健康づくり推進課の課長補佐（予防接種に関する事務を担当する職員に限る。）並びに第7条第1項に規定する支所（以下この表において「支所」という。）の担当課長補佐及び右京区役所京北出張所（以下この表において「京北出張所」という。）の課長補佐（結核その他の疾病の予防に関する事務を担当する職員に限る。）
担 当 係 長	健康づくり推進課成人保健・医療係長、支所の担当係長（結核その他の疾病の予防に関する事務を担当する職員に限る。）及び京北出張所保健係長
そ の 他 の 職 員	健康づくり推進課に勤務することを命じられた職員（予防接種に関する事務を担当する職員に限る。）並びに支所及び京北出張所に勤務することを命じられた職員（結核その他の疾病の予防に関する事務を担当する職員に限る。）

第6条保健医療課の項第27号中「食の安心安全推進審議会」を「食の安全安心推進審

議会」に改め、同号を同項第28号とし、同項第9号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 歯科口腔保健の推進に関する法律による口腔保健支援センターとしての業務に関すること。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)